

# 細 則

## 第1条 登録手数料

1. 会則第6条における1名あたりの登録手数料は、次の通りとする。なお、会員が本スクールの2種別目以降の会員種別に登録する場合は、1種別ごとに入会手続きと登録手数料は支払うものとする。

登録手数料	3,000円(税抜)
-------	------------

2. 会員は、前項の登録手数料を入会手続き時に現金にて支払うものとする。なお、一旦支払われた登録手数料は返還されないものとする。

## 第2条 年会費

会則第7条第1項における年会費は、次の通りとする。

年会費	2,000円(税抜)
-----	------------

## 第3条 会員種別と対象

本スクールの会員種別の対象年齢は、次の通りとする。

会員種別	対象
ベビースイミング	6ヶ月児～就園前
ジュニアスイミング 未就園児	2歳6ヶ月～就園前
ジュニアスイミング	3歳～高校生
体育	5歳児～小学生

\*ベビースイミングの保護者は、会員と同居する親族で、入会資格を満たす方とする。

## 第4条 会費

1. 本スクールの会費の月額(当月1日から当月末日まで)は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	月額(税抜)
ベビースイミング(月4回)	5,100円
ベビースイミング(月8回)	6,800円
ジュニアスイミング 未就園児(週1回)	6,300円
ジュニアスイミング 未就園児(週2回)	8,100円
ジュニアスイミング 本科(週1回)	7,300円
ジュニアスイミング 本科(週2回)	9,100円
ジュニアスイミング 中学生(週1回)	7,800円
ジュニアスイミング 中学生(週2回)	9,600円
ジュニアスイミング 中学生(週3回)	10,900円
ジュニアスイミング 育成(週3回) ※	10,900円
ジュニアスイミング 育成(週4回) ※	11,400円
ジュニアスイミング 選手(週6回) ※	11,400円
体育	7,300円

※担当アニメーター推薦必要

2. スイミングと体育を登録する場合、各会員種別の月額会費より500円(税抜)割引くものとする。
3. 会員は、入会手続き時に2ヶ月分の月額会費を現金で支払うものとする。
4. 3ヶ月目以降の月額会費は、毎月26日までに翌月の会費を預金口座振替の方法により支払うものとする。なお、26日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。
5. 一旦支払われた会費は、返還されないものとする。

## 第5条 変更手数料

会則第11条第1項における本スクールの変更手数料は、1回につき200円(税抜)とする。

## 第6条 休会費

会則第12条第1項における本スクールの休会費は、月額2,000円(税抜)とする。

## 第7条 会員証の再発行

会則第16条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき300円(税抜)とする。

## 第8条 受講日時

会員は、会員の選択した会員種別の受講曜日、及び時間

帯に限り、本スクールのレッスンを受講することができる。

## 第9条 振替制度

1. 会員は、会員種別に応じて、欠席分を欠席日の1週間前より3ヶ月以内に振替にてレッスンを受講することができる。
2. 前項の振替にて受講を希望する場合は、振替希望日の次の時間までにWEBにて申込むものとする。なお、級別に定員があるため、定員に達しているクラス(級)は振替ができないものとする。

時間	前日19時まで
----	---------

## 第10条 指導

本スクールは、各種別別に作成された本スクールのレッスン要項に従い、会員の指導にあたるものとする。会員は、本スクールのアニメーターの個別的・具体的指導方法に従い受講するものとする。

## 第11条 受講場所

本スクールの会員種別の受講場所は、次の通りとする。

会員種別	受講場所
ベビースイミング	体操室・プール
ジュニアスイミング	プール
ジュニアスイミング選手	体操室・プール
体育	体操室

## 第12条 スクールバス

本会則第21条第2項におけるスクールバスの申込み手続きには、バス登録手数料を支払うものとする。

バス登録手数料	500円(税抜)
---------	----------

## 第13条 入会手続きに必要な書類

本スクールに入会する方は、入会手続き時に次の書類等を提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③預金口座振替依頼書または自動払込利用申込書
- ④通帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの保護者本人確認書類
- ⑥その他本スクールが定める必要書類など

## 第14条 改正

本細則の改正は、本スクールが必要に応じて行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。本細則を改正する時には改正日の1ヶ月以上前までにその内容を本スクールの所定の場所に掲示し、本スクールホームページにて会員に告知するものとする。

## 第15条 本細則の発効

本細則は2021年1月1日より発効する。